

## 議会運営委員会

令和2年11月30日（月）

午前10時00分開 会

○三鬼（孝）委員長 おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日の議会運営委員会の審議につきましては、令和2年第4回尾鷲市議会定例会に提出されます議案第68号、尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてから、議案第76号までの9議案と、それから発議2件、それから3番目に議員派遣について、4番目に会期及び議事日程（案）について、5番目に一般質問発言通告書提出期限について、6番目に議案質疑発言通告書提出期限について、7番目に討論発言通告書提出期限について、8番目その他の項となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、最初に、市長のほうから御挨拶を。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和2年第4回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に上程いたします議案につきましては、議案第68号、尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてをはじめ、条例の制定議案が2件、議案第70号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正についての条例の一部改正議案が1件、そして、議案第71号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決についてから、議案第75号、令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてまでの、補正予算関係の議案の5件と、議案第76号、尾鷲市教育委員会委員の任命についての人事議案が1件の計9議案についてでございます。

これら提出議案等の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

それでは、提出議案の説明を求めます。

○竹平総務課長 それでは、令和2年第4回尾鷲市議会定例会への提出議案について御説明をさせていただきます。

通知をさせていただきます。

議案書の表紙の次のページでございますが、本定例会の提出議案は、議案第68号及び議案第69号の条例の制定議案2件と、議案第70号の条例の一部改正議案1件、議案第71号から議案第75号までの補正予算関係の議案が5件と、議案第76号の人事議案が1件でございます。

それでは、各議案について説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

議案第68号、尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてにつきましては、地域再生法第5条の規定により、地域再生計画に記載されたおわせSEAモデル構想の推進事業に対し、企業版ふるさと納税による法人からの寄附金等を有効に活用することにより、施設整備等を推進するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、尾鷲市地方創生拠点整備等基金を設置するものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

議案第69号、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてにつきましては、令和2年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律が令和3年1月1日に施行されることに伴い、特例基準割合が延滞金特例基準割合に名称が改められ、延滞金等の計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合に規定されたことにより、尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例と尾鷲市営住宅条例の2条例の一部を改正するものでございます。

次に、5ページの議案第70号をお願いいたします。

尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正についてにつきましては、税負担の公平性を確保するための課税限度額の見直し及び令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除等から基礎控除に繰替えが行われることにより、税の負担水準に関し不利益が生じないように、軽減判定所得の基準を見直すものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

議案第71号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決についてから、11ページの議案第75号、令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてまでの5議案につきましては、お手元に配付の一般会計補正予算（第7号）の主要事項説明に取りまとめておりますので、その説明書をもって御説

明をさせていただきます。

通知をさせていただきます。

主要事項説明の1ページをお願いいたします。

今回提出の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で1億1,179万4,000円、国民健康保険事業会計では84万6,000円の減額、後期高齢者医療事業会計で283万2,000円を歳入歳出それぞれ追加するものであります。

また、病院事業会計では、歳入で9,395万7,000円、歳出で1億4,275万円をそれぞれ減額し、水道事業会計では、歳入で17万1,000円の追加、歳出で193万9,000円を減額し、これにより、各会計合計で予算総額216億1,547万8,000円とするものでございます。

2ページを御覧ください。

一般会計の歳入の主なものについて説明をさせていただきます。

14款国庫支出金4,559万8,000円の増額は、利用者の増加に伴う、障害者自立支援給付等負担金974万3,000円。医療扶助の増加による医療扶助費等国庫負担金1,882万7,000円の増額。新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種を円滑に実施するため、必要な体制確保に要する経費に対し交付される新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種体制確保事業補助金550万6,000円が主なものでございます。

次に、15款県支出金735万2,000円の増額は、利用者の増加に伴う、三重県障害者自立支援給付費等負担金609万4,000円の増額が主なものでございます。

16款財産収入は、尾鷲中央駐車場敷地の売却見込額1,452万円を追加するものでございます。

17款寄附金2,262万円の増額は、災害等対策基金寄附金として、12名の方々から32万円、林業振興事業寄附金として、一般財団法人尾鷲みどりの協会から2,230万円を御寄附いただいたものでございます。

20款諸収入2,670万4,000円の増額は、紀北広域連合からの地域支援事業受託事業収入406万5,000円の増額、三重県管理回収機構への派遣職員1名分の追加による423万5,000円の増額、尾鷲市病院前バス停移設に係る病院事業会計からの負担金170万3,000円の追加、紀北広域連合負担金前年度精算金1,527万1,000円の追加が主なものでございます。

21款市債500万円の減額は、過疎対策事業債ソフト分の充当事業変更による緊急通報システム管理事業債200万円の皆減及び救急医療体制強化事業債200万円の増額。本市で借入れ予定であった資機材搬送車整備に係る市債が、三重紀北消防組合の借入れになったことによる、消防車両等整備事業債500万円を減額するものでございます。

次に、3ページ、歳出について御説明いたします。

各款別の補正額は記載のとおりでございます。

このうち主なものについて、次の4ページで御説明をさせていただきます。

まず、各款共通の人件費は、特別職131万6,000円の減額は、副市長が4月1日就任のため、期末手当支給期間率が3割となったことによる100万4,000円の減額。一般職2,987万円の減額は、報酬で、雇用期間の短縮等による会計年度任用職員報酬270万8,000円の減額、給料では昇格に伴う増額分及び人事異動により1,376万3,000円の減額。職員手当、期末勤勉手当の減額を含む851万8,000円の減額、共済費488万1,000円の減額でございます。

総務費、財産管理費、基金積立金8,973万4,000円の増額は、財政調整基金積立金6,711万4,000円、尾鷲みどりの基金積立金2,230万円、災害等対策基金積立金32万円を記載のとおり各基金に積み立てるものでございます。

企画費、交通体系関係事務経費623万6,000円の増額は、運賃収入が減少したことによる自主運行バス運行委託料283万円の増額、尾鷲市病院前バス停移設に係る土地購入のための公有財産購入費299万5,000円が主なものでございます。

戸籍住民基本台帳費、戸籍の広域交付化などに向けた法務省へのデータ送信機能など、戸籍総合システム改修業務委託料211万2,000円を追加するものでございます。

次に、民生費は、社会福祉総務費で人件費の減額による紀北広域連合負担金119万5,000円の減額。自立支援給付事業では、介護給付・訓練給付費2,437万7,000円の増額で、利用者数の増加により生活介護事業費ほか、それぞれ増額するものでございます。

5ページの後期高齢者医療費は、後期高齢者医療事業特別会計繰出金が266万7,000円の増額。児童措置費においては、受給対象者が当初の見込みを超えたことにより494万円の増額。扶助費では、医療費等の増加に伴う医療扶助費が2,

510万4,000円増額であります。

衛生費、予防費550万9,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの接種体制を確保するための準備経費として業務委託料319万4,000円の追加であります。し尿処理費231万4,000円の増額は、自損事故による車両修繕料の追加です。

消防費では、常備消防費で、組合債等の歳入増加及び人件費の減額などによる負担金1,890万5,000円の減額です。

災害復旧費では、本年10月に発生した台風14号により被害を受けた林道矢ノ川支線に係る災害復旧工事請負費60万円を追加するものでございます。

6ページをお願いいたします。

まず、繰越明許費ですが、7款土木費、5項都市計画費、尾鷲市都市計画マスタープラン見直し事業につきましては、年度内での事業実施が困難であるため繰越事業として実施するものでございます。

続きまして、債務負担行為補正59件の追加は、来年度以降における事業の円滑な執行のため、表に記載のとおり、それぞれ期間、限度額を定めるものでございます。

次に、8ページをお願いします。

国民健康保険事業特別会計補正予算では、歳入歳出それぞれ84万6,000円を減額し、歳入歳出総額を23億7,095万2,000円とするものであります。

歳入では、保険基盤安定繰入金ほか職員給付費338万7,000円の減額等により、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

歳出は、総務費で、人事異動等に伴う338万7,000円の減額、基金積立金256万4,000円の増額が主なものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

後期高齢者医療事業特別会計では、歳入歳出それぞれ283万2,000円を追加し、歳入歳出総額を6億5,178万6,000円とするもので、歳入では、事務費繰入金266万7,000円の増額、歳出では、人事異動等に伴う職員人件費等310万9,000円の減額、諸支出金で療養給付費負担金、前年度精算金594万1,000円の追加が主なものでございます。

次の10ページ、病院事業会計でございますが、収益的収入及び支出の収入では、医療収益が2億9,395万6,000円の減額、これは入院患者数が年間延べ6,655人の減少、また、外来患者数が年間延べ2,660人の減少となっており、

それに伴い入院収益及び外来収益の減額によるものでございます。

医業外収益では、新型コロナ対策事業補助金1億9,879万9,000円を増額するものでございます。

支出では、医業費用1億3,823万4,000円の減額は、給与費が6,499万2,000円、材料費5,210万1,000円の減額と、光熱水費及び燃料費、給食業務委託料などの実績に伴う減額によるものでございます。

医業外費用では、控除対象外消費税の減額等により578万1,000円の減額であります。

資本的収入及び支出では、収入で、医療機器整備事業債の増額による企業債が120万円の増額で、支出では、医療機器購入費126万5,000円の増額であります。

続きまして、債務負担行為補正であります。19件の追加で、表に記載のとおり、期間及び限度額を定めるものでございます。

次に、12ページをお願いします。

水道事業会計ですが、収益的収入及び支出の収入では、営業外収益が令和元年度決算値の反映により、長期前受金戻入を17万1,000円増額するものでございます。

支出では、営業費用が人事異動等による人件費及び減価償却費など193万9,000円を減額するものであります。

債務負担行為補正は表に記載のとおり、来年度以降における事業の円滑な執行ため、事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

補正予算関係の5議案の説明は以上となっております。

次に、議案書に戻っていただきまして、議案書の12ページをお願いいたします。通知をさせていただきます。

議案第76号でございます。尾鷲市教育委員会委員の任命についてにつきましては、教育委員会委員の大門利江子氏の任期が本年12月7日に任期満了となりますが、引き続き委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上で提出議案等の説明とさせていただきます。

○三鬼（孝）委員長　ただいま総務課長のほうから、提出議案9議案の説明がございましたけれども、何かありますか。

○濱中委員　歳出なんですけれども、予算書のほうですね、ちょっと送ってもら

えますか。

病院前の土地の取得なんですけれども、これは、これまで病院のほうで賃貸で借りておった場所やと思うんですけれども。以前に、もうこれ購入されたらどうかという話も質問もしたことがあって、折り合いがつかないのというような話があったので、これまでの交渉も病院がやっておったと思うんですけれども、今回これ、一般会計のほうで予算が上がっておるということは、病院事業の財産にはならない、一般会計のほうの財産になるというような感じですか。

○下村副市長　今回の病院前の用地の購入につきましては、従前からふれあいバス等の、いわゆる下りのバス停が紀北市場の向こうのパーティーハウス前にあると。あそこで雨が降ったりとか日が当たったりとかいうことがありまして、従前からちょっと違う場所にとのお話がありましたが、国土交通省さんのほうで、用地さえ確保してくれるのであれば、バス停を移動する、病院前に入れることができますよというような。交通安全の面からも、交差点前でバスが停車することによって追越しするというので、危険ということで、敷地内に入るのであれば、安全対策となるということで、今回はバス停留所の移転ということで、一般会計のほうで。もちろん病院への乗り入れもあるということで、一応一般会計で購入するものの、病院会計から半分を負担していただくという形になります。

○濱中委員　事業内容に関しては委員会で詳しくお聞きすればいいのかなと思うんですけれども、これ、地続きになって、もちろん負担金も出すぐらいのことをやるんやったら、もう病院で買われてということのほうが自然ではないのかなという気がするんですね。というのは、所管の問題もありますでしょうし、この地続きのところ、管理や責任において、どこが所管するのかなというふうな疑問もあるので、これは、この予算計上は病院事業ではないのかなという気がするんですけど、違いますか。これ、公共交通のためのものやから、一般会計というふうになるんですか。

○下村副市長　結果的に公共交通の交通安全対策ということで、市のほうで購入という。結果的に国土交通省さんが整備をしていただくと、その整備結果としては公共交通の安全対策ということになりましたので、一般会計のほうで予算計上させていただきます。

○濱中委員　所管はどこになりますか。この場所に関しては。

○三鬼（孝）委員長　政策調整じゃないですか。

○下村副市長　政策調整課のほうが公共交通の関係で、政策調整課のほうが予算

計上させていただきました。

- 三鬼（孝）委員長　総務課長、議案76号の教育委員会の任命の件の履歴書に番地が乗っておらんのだけど、これは……。

（「個人情報です」と呼ぶ者あり）

- 三鬼（孝）委員長　すみません。

他にございませんか。よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 三鬼（孝）委員長　続きまして、2番目に発議についてでございますけれども、事務局長のほうから説明願います。

- 高芝議会事務局長　それでは、発議について説明させていただきます。

まず、発議第12号、尾鷲市議会議員定数条例の一部改正について（案）につきましては、昨年来、尾鷲市議員定数問題検討会を設置していただき、全議員さんから議員定数に関する聞き取り、市民アンケートの結果等を十分に踏まえた検討のほうを重ねていただき、4月16日開催の議員定数問題検討会におきまして、最終的に方向性のほうを決定していただきました。

そのとおり、今回、現状の議員定数13人を10人に改める、尾鷲市議会議員定数条例の一部を改正する内容とさせていただきます。

なお、この発議の提出者及び賛成者につきましては、後ほど議長のほうから御発言いただきたいと思います。

次に、発議第13号、不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書について（案）につきましては、提出者が内山將文議員、賛成者が上岡雄児議員、仲明議員、小川公明議員でございます。

内容につきましては、別紙、意見書案のとおりでございますので、御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、この発議2件の取扱いでございますが、本定例会最終日である12月22日に上程していただき議決いただくという取扱いでよろしいかどうか、御協議のほうをお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

- 三鬼（孝）委員長　それでは、発議12号につきましては、議長のほうから御発言願います。

- 村田議長　これは全員協議会で諮っていきたいと思うんですけれども、最終的に、提出するに当たって賛成者がどうなのかということを確認すると、こういう



ことで全協で諮っていきたいと思います。

○三鬼（孝）委員長 分かりました。この発言についてよろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 続きまして、3番目の議員派遣について、事務局長、説明願います。

○高芝議会事務局長 それでは、議員派遣について説明させていただきます。

議員派遣一覧表に記載のとおり、令和3年1月29日に鈴鹿市におきまして第161回三重県市議会議長会定期総会が開催される予定でございます。議長とともに小川副議長が出席することから、地方自治法第100条第13項及び会議規則第166条の規定により議決をいただくものでございます。

この議員派遣につきましては、本定例会最終日に議決いただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 議員派遣について、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 続きまして、4番目の会期及び議事日程（案）について、局長のほうから説明してください。

○高芝議会事務局長 それでは、会期及び議事日程（案）について説明させていただきます。

会期は、12月7日月曜日から12月22日火曜日までの16日間でございます。

会議はいずれも午前10時開会とさせていただきます。

12月7日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明、審議留保、これは先ほど執行部から説明がありました議案第68号、尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてから議案第75号、令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてまでの計8議案についてでございます。

次に、議案上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは議案第76号、尾鷲市教育委員会委員の任命についての人事案件1件についてでございます。

次に、翌12月8日火曜日から11日金曜日までは議案調査、12日、13日は土日のため休会となります。

14日月曜日午前10時より本会議を再開していただき、12月7日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、常任委員会に付託していただき、その後、

一般質問に入っていただきます。

17日木曜日、18日金曜日は行政常任委員会を開催していただき、付託議案及び所管事項の審査を行っていただきます。

21日月曜日は予備日とし、22日火曜日午前10時から本会議を再開していただきまして、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

委員長、続けて、各通告書を説明させていただいてよろしいですか。

それでは、各発言通告書の提出期限のほうを説明させていただきます。

事項書5番目、まず、一般質問発言通告書提出期限につきましては、申合せにより12月8日火曜日の午前11時までとさせていただきます。

次に、事項書6番目の議案質疑発言通告書提出期限につきましては、議案第76号につきましては、12月4日金曜日の午前11時、その他の議案につきましては12月8日火曜日の午前11時まで。

次に、事項書7番目の討論発言通告書提出期限につきましては、議案第76号につきましては12月4日金曜日の午前11時まで、その他の議案につきましては12月21日月曜日の午前11時までとさせていただきます。よろしく願いいたします。

また、ただいま議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますよう、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

会期及び議事日程（案）等について、局長のほうから説明がありましたけど、これについて何かありますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございます。このように議会を取り計らいたいと思います。

続けます。

8番目のその他の項、何かありますか。

○楠委員 8月19日に、尾鷲市議会の新型コロナウイルス感染症対策申合せ事項について、現状にそぐわないところがありますので、ぜひ全協に諮って、その対策の内容について、再度検討をお願いしたいと。

内容につきましては、対策の1である、県外の不要不急の移動は当分の間自粛す

るものとするというところ。もう一点、4番目の、議員自ら感染を拡大する原因とならないよう、発熱や風邪の症状が見られる場合は本会議や委員会への出席はもとより、不要不急の外出を自粛するもの。また、県外に滞在した場合には、14日間は本会議、委員会などの会議への出席はもとより、不要不急の外出を自粛するものということで、この2点については現状にそぐわないと思いますので、ぜひ全協で協議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○三鬼（孝）委員長　ただいま楠委員のほうから、コロナ感染対策の申合せをつくっておりますけれども、変更等の申込みがありましたけれども、議運じゃなしに全協で、議長のほうから取り計らっていただけますか。

○村田議長　せっかくの議員からの申出でありますので、全協で扱いたいと思いますけれども、楠委員がおっしゃっている2点については、皆さんに十分御意見を聞いて、変更の必要があるのかないのかということを決めていきたいと思います。

○三鬼（孝）委員長　ただいま議長のほうから発言がございましたけれども、その点について、どうですか、皆さん。よろしい。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　全協で取り扱うことにいたしますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　なければ、これで議会運営委員会を閉会します。御苦労さんでした。

（午前10時29分　閉会）